淀川水系流域委員会殿

2007.10.4 佐川克弘

川上ダムの利水について

H19.9.26第63回委員会審議資料2-3によれば、河川管理者は近年の小雨化傾向を踏まえ「利水者は今後とも既得水源を保有する意向です。」と説明しています。

他方、流域委員会はH18.1月「意見書2 淀川水系5ダムの調査検討についての意見」において代替水源について、次のような意見を提示されました。

このような状況から、河川管理者は伊賀水道(三重県)が必要とする0.358m3/Sを未利用水量の多い大阪市上水の水利権から転用する条件整備を図ることを積極的に検討すべきである。三重県に水源を有する淀川下流の大口利水者が、淀川水系全体の水需給バランスを図る河川管理者の水利調整に協力し、未利用水を提供することは淀川利水の将来に大きな展望を開くことになり、水需給管理への第一歩としてきわめて意義深い取り組みと考える。

私も流域委員会の意見に敬意を表しております。それに対して今回の河川管理者の説明は、あまりにも不誠実だと思います。少なくとも下記の通り詳細な説明を求めるべきではないでしょうか?ご検討くださるようお願い致します。

記

- ①流域委員会の意見を踏まえ、河川管理者は何時大阪市にその意向を打診したのか。
- ②意向打診は当然文書でなされたと思うが、念のため確認方法はどのようになされたのか
- ③大阪市の回答は何時、誰の名義でなされたのか。
- ④流域委員会の「意見書」は 上水→上水の転用を想定しているが、より余裕のある工水 →上水の転用については打診しなかったのか。

以上